射水市　不妊治療費助成制度

申請書類のチェックリスト

1　申請期間を確認してください。

□期間中の申請ですか？

⇒期日を過ぎた場合は助成することができませんので、必ず期間中に申請してください。

- 特定不妊治療：１回の治療終了日から１年以内
- 一般不妊治療：診療日から１年以内

2　次の書類が揃っているか確認してください。

□**不妊治療費助成金交付申請書兼請求書**

…申請者が記入する書類

□**不妊治療費助成事業受診証明書**

…医療機関・院外処方の薬局が記入する書類

□**領収書（原本）**受診証明書に記載されている分

※領収書の合計額と受診証明書の本人負担額等が合っていますか。

□**夫婦それぞれの保険証の写し**

□県の助成決定通知の写し

※令和４年３月 31 日以前に特定不妊治療を開始され、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に１回の治療が終了し、富山県の助成決定を受けている場合…県が発行する書類

□事実婚関係に関する申立書※事実婚関係にある場合に必要

□通帳のコピー（新規申請の方または以前と違う口座で申請される方）。

□戸籍謄本（夫婦が記載されているものであれば抄本でも可）

…夫婦の住所が異なる場合に必要です。

□高額療養費や付加給付等の医療保険給付金等がある場合は、その金額が確認できる書類の写し

※１か月の治療費が高額になった場合、保険者から、高額療養費等の支給がある可能性があります。

※医療機関に限度額適用認定証を提示された場合、限度額適用認定証の写しを提出ください。

※高額療養費等が支給された月に、他の治療でも高額な治療を払ったと思われる場合、保健センターまで連絡をお願いします。

3　交付申請書兼請求書の記載内容をチェックしてください（記載例を参考に）。

□申請日の記入はありますか？

□携帯電話の記入（夫婦それぞれ）はありますか？

□夫または妻名義の口座になっていますか？